## 渋川市監査委員公告第5号

令和5年2月15日渋川市監査委員公告第2号で公表した監査の結果に関する報告について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき 渋川市長 髙木 勉 から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。 令和5年3月13日

渋川市監査委員 田 中 誠渋川市監査委員 田 邊 寬 治

総第146号 令和5年3月8日

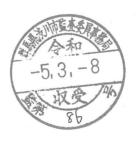
渋川市監査委員 田中 誠 様 渋川市監査委員 田邊 寛治 様

渋川市長 髙 木



監査の結果に関する是正の措置状況について

このことについて、令和5年2月15日付け監第86号監査の結果に関する報告による指摘事項に対し、当該監査の結果に基づき措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知します



## (様式2)

## 監査の結果に関する措置通知書

## 建設交通部

区分	監査結果	措置状況
指摘事項	次のとおり、是正すべき事項が見受	
	けられたので、措置を講じられたい。	
	1 建築住宅課	
	1 受領簿への押印について	1 原因・事実確認
	建築確認申請に係る「令和4年度計	本件につきましては、計画通知書を
	画通知受領簿(建築物)」の受領欄に	手交し申請代理人が受領簿様式に押印
	押印された受領印の箇所を切り取っ	した後で、当事者が様式に記載した申
	て、新たに受領簿を作成し直し、貼り	請者住所等の情報に誤りがあることに
	付けているものが見受けられた。	気付いたため、様式の押印部分を切り
	その理由については定かではない	取り、安易に更新の受領簿様式に貼り
	が、偽造したと疑われかねない処理で	付けました。
	ある。	また、申請代理人が押印した受領簿
	今後は、疑念を持たれることのない	様式は、最初の受付であったことか
	よう、適切な事務処理を心掛けられた	ら、押印部分のみ切り取り、破棄しま
	٧٠°	した。
	(土木管理手数料)	この原因は、事務執行に当たり公文
		書を取り扱う基本的な認識が当事者に
		不足していたことによるものです。
		2 是正措置・再発防止策
		指摘事項に至った原因及び事実につ
		いては、真摯に受けとめ、次の是正措
		置及び再発防止策を講じました。
		(1)是正措置
		課内の職員に対して、本件の事態を
		周知し、業務において使用する文書は
		全て公文書であること及び適切な公文
		書の取り扱いについて指導を行いまし

た。 (2) 再発防止策

受領簿様式に申請者情報を転記する際は、正確に行い、かつ、記載後の確認を徹底します。また、記載した情報に誤りがあった場合には、訂正の事実を申請代理人が了承の上、実務者の訂正印を押印し対応いたします。

今後は、この取扱を課内で共有し適 切な事務を執行します。

※ 「区分」欄は、「勧告」、「指摘事項」、「検討事項」又は「意見」の別を記入